

新市立病院開院支援業務受託事業者選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 新市立病院開院支援業務に係る受託事業者の選考を、公平かつ適正に実施するため、新市立病院開院支援業務受託事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新市立病院開院支援業務に係る受託事業の提案をした者について、その者が提出した書類及びプレゼンテーションの内容等を審査し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、健康部市立病院課長及び市長が指名する職員とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、健康部市立病院課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(代理人の出席)

第6条 委員は、会議に出席できない場合は、代理人を出席させなければならない。

2 前項の代理人は、会議において委員の権限を有し、その出席は、委員の出席とみなす。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康部市立病院課において行う。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。